

議案第48号

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年5月23日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例

第1条 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成24年山陽小野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第7項」を「第6項」に改める。

第2条 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項1号中「第13項」を「第14項」に改め、同項第2号中「第14項」を「第15項」に改め、同項第3号中「第15項」を「第16項」に改め、同条第2項第2号中「第18項」を「第19項」に改める。

第3条 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労選択支援

第4条第1項中「第4号」を「第5号」に改める。

第5条第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第4号中「第4号」を「第5号」に改める。

第6条第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年10月1日から、第3条の規定は、公布の日から起算して10月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

議案第48号参考資料

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例新旧対照表（1条関係）

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園（以下「のぞみ園」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第18項に規定する相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2<u>第6項</u>に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園（以下「のぞみ園」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第18項に規定する相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2<u>第7項</u>に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(3) (略)</p>

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例新旧対照表（2条関係）

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業所まつば園（以下「まつば園」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） 第5条<u>第14項</u>に規定する就労移行支援</p> <p>(2) 法第5条<u>第15項</u>に規定する就労継続支援</p> <p>(3) 法第5条<u>第16項</u>に規定する就労定着支援</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園（以下「のぞみ園」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条<u>第19項</u>に規定する相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業所まつば園（以下「まつば園」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） 第5条<u>第13項</u>に規定する就労移行支援</p> <p>(2) 法第5条<u>第14項</u>に規定する就労継続支援</p> <p>(3) 法第5条<u>第15項</u>に規定する就労定着支援</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園（以下「のぞみ園」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条<u>第18項</u>に規定する相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(3) (略)</p>

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例新旧対照表（3条関係）

改正後	改正前
(業務)	(業務)
第3条 指定障害福祉サービス事業所まつば園（以下「まつば園」という。）は、次に掲げる業務を行う。	第3条 指定障害福祉サービス事業所まつば園（以下「まつば園」という。）は、次に掲げる業務を行う。
(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。） <u>第5条第13項に規定する就労選択支援</u>	
(2) <u>法第5条第14項に規定する就労移行支援</u>	(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。） 第5条第14項に規定する就労移行支援
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)
(定員)	(定員)
第4条 まつば園の定員（前条第1項 <u>第5号</u> に係るもの）は、40人とする。	第4条 まつば園の定員（前条第1項 <u>第4号</u> に係るもの）は、40人とする。
2 (略)	2 (略)

<p>(利用者)</p> <p>第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならぬ。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号から<u>第4号</u>まで及び同条第2項第1号の業務により提供されるサービス 法第19条第1項に規定する支給決定を受けていること。</p> <p>(2) • (3) (略)</p> <p>(4) 第3条第1項<u>第5号</u>及び同条第2項第3号の業務により提供されるサービス 市長が別に定めるサービス利用のための要件を満たしていること。</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 利用者は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料を市長に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号から<u>第4号</u>まで及び同条第2項第1号の業務により提供されるサービス 法第29条第1項に</p>	<p>(利用者)</p> <p>第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならぬ。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号から<u>第3号</u>まで及び同条第2項第1号の業務により提供されるサービス 法第19条第1項に規定する支給決定を受けていること。</p> <p>(2) • (3) (略)</p> <p>(4) 第3条第1項<u>第4号</u>及び同条第2項第3号の業務により提供されるサービス 市長が別に定めるサービス利用のための要件を満たしていること。</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 利用者は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料を市長に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号から<u>第3号</u>まで及び同条第2項第1号の業務により提供されるサービス 法第29条第1項に</p>
--	--

規定する特定費用について市長が別に定める額及び同条第3項第2号に規定する政令で定める額を合計した額

(2) 第3条第1項第5号及び同条第2項第3号の業務により提供されるサービス 市長が別に定める額

規定する特定費用について市長が別に定める額及び同条第3項第2号に規定する政令で定める額を合計した額

(2) 第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の業務により提供されるサービス 市長が別に定める額